

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
1	4月1日	5月2日	5月31日	教育	教育情報化の推進に関する制度見直し等	【具体的内容】 学校内のサーバに映像コンテンツ等を蓄積することが許されていない現行制度(著作権法第35条)の見直し。 【提案理由】 教育の情報化を推進するためには予算措置のみでなく、制度見直し等も必要であるため。	融合研究所	文部科学省	事実確認	著作権法第21条、第35条第1項、第63条第1項、第2項	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、著作権法第35条第1項の規定により複製された著作物について、教育機関内のサーバ等に蓄積することについては、平成16年の文化審議会著作権分科会報告書において、「教育機関のサーバ等に蓄積することにより得られる利益に比して目的外使用の危険性がきわめて高いことなど権利者の利益を不当に害することがないか」という点での検証が必要ではないか等の指摘があったことから、「教育行政及び学校教育関係者からの、教育機関におけるサーバ蓄積に係る利用についての具体的な実態を踏まえた運用の指針等を含む具体的な提案を持って、改めて検討することが適当である」とされています。
2	4月1日	5月2日	5月31日	教育	教育情報化の推進に関する制度見直し等	【具体的内容】 教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている(学校教育法第34条)。電子教科書も「教科用図書」と位置づけ、無償配布を可能とする仕組みとすること。 【提案理由】 教育の情報化を推進するためには予算措置のみでなく、制度見直し等も必要であるため。	融合研究所	文部科学省	検討	学校教育法第34条	文部科学省では現在、教育の情報化に関する総合的な実証研究である「学びのイノベーション事業」を実施しているところであり、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度の在り方について検討してまいります。
3	4月1日	5月2日	5月31日	教育	教育情報化の推進に関する制度見直し等	【具体的内容】 小中学校は対面指導が原則(学校教育法施行規則第24条および第25条)。長期療養児童生徒、遠隔地在住者など、遠隔教育を通信制義務教育として認めること。 【提案理由】 教育の情報化を推進するためには予算措置のみでなく、制度見直し等も必要であるため。	融合研究所	文部科学省	現行制度下で対応可能	「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成17年7月6日初等中等教育局長通知)	小・中学校において遠隔教育等を必要とする不登校児童生徒のコースについては、すでに対応しています。
4	5月19日	6月6日	7月31日	教育	日本語学校の法的位置付けの明確化	現在、文部科学省の見解では各種学校の設置母体に対する規制は無いが専門学校、各種学校の許認可は地方自治体に任せられているために、学校法人立でなければ各種学校として認められない自治体が大半である。その歴史的背景から、もっぱら外国人に日本語を教える日本語学校の大半は株式会社立であったりして、その監督官庁が無いままに現在に到っている。留学生10万人計画の開始時には「上海事件」に見られる外交問題も起き、その様な問題を防止し、日本語教育の質的向上を目指して財団法人日本語教育振興協会が設立した事は既に遠い過去になりつつある。*参照:「留学生数の激増と入管施策から見る留学生10万人計画(2010年5月の「事業仕分け」)によって、文部、法務、外務省共管の財団法人日本語教育振興協会の審査認定事業が法的な立て付けが悪いと言う理由で「ここは一旦、法的により明確な制度に改めるべき」との趣旨で廃止されて以降、法的にも、明確な制度になっていない。今までは財団法人日本語教育振興協会が日本語学校の審査認定事業を任されていた関係上、監督官庁が存在しなくても、設置母体に関係なく、日本語学校の教育、経営、学生指導面等、情報共有が行われると共に、認定更新事業によって活動実態の把握も行われていた。しかし、審査認定事業が廃止された事で設置母体の違いにより同じ「留学」資格を持つ日本語学校留学生の扱いに区別が存在する事が鮮明になって来ている。法的な位置付けの明確化により、サーズ、鳥インフルエンザ、結核感染、関西・東日本大震災等様々な天災が起きた時の的確な行政からの情報提供や海外から活力ある留学生招致を行える仕組みが出来る事は、政府が取り組む高度人材変入や留学生30万人計画に好影響を地域にもたらすと考えられる。は明確にされるべきと考える。	IC,NAGOYA(株)エヌアイエス	法務省 文部科学省	検討	出入国管理及び難民認定法別表第一、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、出入国管理及び難民認定法施行規則第63条	留学生を受入れ対象とすることができる「日本語教育機関」の告示に関する手続きについては、法的な位置付けが更に明確になるよう、法務省において文部科学省と相談しつつ現在検討を行っているところです。
5	7月26日	8月22日	9月4日	教育	教育課程の特例校制度に係る事務手続の簡素化	最低限の履修科目数を定めた上での届出制とするなど、教育課程の特例校制度に係る事務手続を簡素化する。 【支障事例】 学校又は地域の特色を生かした学習指導要領等によらない特別的教育課程を編成・実施できる「教育課程特例校制度」の指定を受けるには、計画書を添えて国へ申請する必要があり、書類審査等に時間を要することから、この制度を積極的に活用することが難しくなっている。	愛媛県	文部科学省	現行制度下で対応可能	学校教育法施行規則	教育課程特例校においては、学校又は地域の特色を生かした特別的教育課程を編成し実施することが可能であるが、教育の機会均等や全国的な教育水準の確保等の観点から、必要な事項を確認するため、申請等を二提出いただいているものもあり、ご理解をいただきたい。文部科学省としては、引き続き、迅速な審査に努めてまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
6	7月26日	8月22日	9月4日	教育	学校施設環境改善交付金の交付要件の緩和	産業教育施設整備に対する交付金の対象となる下限額の引き下げや、補助対象の拡充を行う。 【支障事例】 交付対象が、実験・実習装置については1千万円以上、ソフトウェアについては「主たる1種類」となっており、装置の低価格化や多様なソフトを利用した教育の一般化などの実態に即していない。	愛媛県	文部科学省	事実承認	学校施設環境改善交付金交付要件等	特別装置の対象外である設備整備については、三位一体の改革により税源移譲の上、国庫補助が廃止されたものであり、当該設備整備は地方公共団体の一般財源で実施されるものと認識しております。 当該設備の主たる学習目的に使用されるソフトの他にコンピュータ購入時にインストールされているソフトは補助の対象としています。
7	7月26日	8月22日	9月4日	教育	市町村立学校建築物の耐震診断に係る事務手続の簡素化	建築主事を置く自治体での確認業務の実施を可能とする。 【支障事例】 公立学校建築物の耐震化対策における国庫補助の適用にあたっては、文部科学省の実施要領により、市町教育委員会の担当者による診断と、県教育委員会等の技術職員による確認を要するとされているため、現在本県では土木部職員の協力を得て確認を行っているが、県立学校の耐震化関連業務もあり、市町村立学校に係る事務が滞る場合がある。	愛媛県	文部科学省	対応不可	公立学校建築物の耐震診断等実施要領	市町村が実施した耐震診断及び耐震補強計画の内容について、適切に実施されているかをダブルチェックするために、第三者である都道府県教育委員会等の技術職員(一級建築士資格を有するもの)に確認をお願いしています。技術職員(一級建築士資格を有するもの)が近年減少していることを踏まえ、「公立学校建築物の耐震診断等実施要領」(平成22年4月9日付け 22文科施第18号 文教施設企画部長決定)より、教育委員会以外に所属する都道府県技術職員(一級建築士資格を有するもの)についても、確認者の対象としています。 耐震診断及び耐震補強計画の内容については、児童生徒の安全に関わる問題であり、第三者によるダブルチェックが必要と考えるため、都道府県による確認を引き続きお願いしたい。 なお、公立小中学校の2次診断実施率は、96.2%(平成25年4月1日現在)となっており、今後、都道府県の確認業務は減少していくと見られます。
8	7月26日	8月22日	9月4日	教育	獣医師養成系大学の設置に関する規制の緩和	獣医師養成系大学の入学定員に係る規制を緩和する。 【支障事例】 獣医師養成系大学は、全国に16大学(定員930人)、西日本に国公立の5大学(定員165人(全国定員の17%)があるものの、4国には1つもない。そのような状況の中、収容定員が増加する獣医師養成系大学の設置等が認められておらず、自治体勤務獣医師や産業動物診療獣医師などの不足の一因となっている。	愛媛県	文部科学省	検討	平成15年3月31日文部科学省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」	獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であるとともに、卒業取得する獣医師資格は全国どこでも活動可能な国家資格であるため、他の高度専門職と同様に、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として、全国的見地から対応することが適切です。 このため、第23次構造改革特区提案においても今回申し上げている通り、文部科学省が平成24年3月に立ち上げた「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」においては、今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含め検討を行い、その検討結果を本年9月末にこれまでの議論の整理→教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～)として取りまとめるところです。本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国的見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を伺う必要があるということ等が提言されました。 今後は、本提言を踏まえつつ、獣医学教育の改善・充実方策について、入学定員の在り方を含め、更なる検討を行う予定です(平成25年度中を目処に速やかに検討)。
9	10月16日	12月6日	1月17日	教育	デジタル教科書の普及に向けた規制緩和	【要旨の具体的内容】 当該法律第2条の「教科書」の定義に、「図書」に加え「図書相当のデジタル情報」を追加する。 【規制の現状と要望理由等】 <規制の現状> 現在、デジタル化された教材は教科書として認められていない。そのため、著作権法第33条で示される教科書への著作物の取り扱いがデジタル教材には適応されず、教科書作成に必要な写真や資料などのデータ使用の権利処理に大きな手間とコストが必要となる。これが、デジタル教科書の普及の阻害要因となっている。 <要望理由> 政府の成長戦略、文科省「教育の情報化ビジョン」等で2010年代中に、児童生徒一人に対し一台の端末機器を配布することが想定されている。しかしながら、教科書等コンテンツの充実が図られなければ、端末配布の効果は薄れる。そこでまず、デジタル教科書を法的に認め、図書同様の著作権の取り扱いを許すことが必要である。 <要望が実現した場合の効果> デジタル教科書による教育効果の向上が見込めるとともに、デジタル教材市場の成長が見込まれる。また、日本の教科書・教材は図書としては世界的にみて高い評価を得ており、教材のデジタル化のノウハウや技術は海外へ展開できる可能性がある。	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省	検討を予定	学校教育法第三十四条第一項、附則第九条、教科書の発行に関する臨時措置法第二条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二条第二項	文部科学省では現在、教育の情報化に関する総合的な実証研究である「学びのイノベーション事業」を実施しているところであり、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度の在り方について検討してまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
10	10月16日	12月6日	1月17日	教育	教育目的に利用するデジタル教材等の活用に向けた関連法制度の整備	<p>【要望の具体的内容】 教育の質向上に向けて、適切な著作権保護の仕組み構築等を前提として、児童・生徒がどこからでもアクセスして、デジタル化された教材を活用できるよう、デジタル化された教材を教育機関内サーバに蓄積し、利活用することを国として認めるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 授業の過程において使用することを目的とする場合には、必要な範囲において、公表された著作物を複製することは認められている(著作権法35条1項)。また、同時授業が行われる遠隔地の副会場向けに、公表された著作物を上演/演奏/上映/口述して利用する場合には、著作権者の許諾を得ずに公衆送信することが可能である(同35条2項)。 ＜要望理由＞ 授業時間外に教育機関内のサーバに生徒がアクセスして学習するような学習環境の整備が進んでいない。また教員が授業用のコンテンツを作成しても、サーバへ蓄積すること躊躇してしまい、教員のIT活用意欲の低下や、スキル向上を阻害する要因の一つとなっており、結果として教育現場におけるITの活用が進んでいない。 授業時間外でも生徒が教育機関内のサーバにアクセスすることが可能になることにより、教育機関と家庭におけるシームレスな学習環境が整備される。また教員による授業用のコンテンツの作成や活用が活性化し、教員のIT活用意欲・スキル向上につながり、結果として生徒の学習能力の向上につながる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	文部科学省	著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項・第2項)。ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。例えば、学校その他の教育機関において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を、著作権者の許諾なく複製することができます(著作権法第21条、第35条第1項)。	事実確認	著作権法第21条、第35条第1項、第63条第1項・第2項	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、著作権法第35条第1項の規定により複製された著作物について、教育機関内のサーバに蓄積することについては、平成16年の文化審議会著作権分科会報告書において、「教育機関のサーバに蓄積することにより得られる利益に比して目的外使用の危険性が甚だしいことなど権利者の利益を不当に害することがないか」という点での検証が必要ではないか等の指摘があったことから、「教育行政及び学校教育関係者からの、教育機関におけるサーバ蓄積に係る利用についての具体的な実態を踏まえた運用の指針等を含む具体的な提案を待って、改めて検討することが適当である」とされています。
11	10月18日	12月24日	1月17日	教育	残余財産売却による弁済を前提とした学校法人資金調達環境の整備	<p>①私立学校の解散時に残余財産の民間事業者等への資産売却を可とすべく改変を検討頂きたい。 ②学校法人の解散を前提とした場合の自己所有原則の例外範囲を拡大し、特別目的会社による学校資産の保有、特別目的会社からの資産借入による学校運営を許容頂きたい。 【要望理由】 ・少子高齢化社会の進展により、一部の学校では定員確保が困難となり、設置運営の前提となる収支バランスを維持出来なくなる場合も有り得るものと考ええる。 ・学校廃止の際、生徒募集を停止し在校生の卒業を以て閉鎖することが一般的と思われるが、学納金収入が先細る中で閉鎖迄の運営資金確保が見通せず、募集停止にも踏み切れないようなケースでは、短期の資金需要が発生すると考える。 ・金融機関側から見て、学校法人の残余財産(特に不動産)売却代金を最終的な貸付回収原資と出来れば、資金供給の検討が容易になると思われることから、上記の要望を提出するもの。(現行基準において、設置校の廃止のみ行い法人は存置されるのであれば、所管庁の認可を前提として当該設置校資産の売却も可能と考える) ・自己所有原則例外適用の要望は、残余財産最終処分の実効性を確保するため、特別目的会社への資産所有権移転を前提として要望するもの。</p>	都銀懇話会	文部科学省	学校法人が解散する場合、所有していた校地校舎は、清算人により清算手続が行われ、残余財産については、学校法人その他教育の事業を行う者のうち、寄附行為で定める者に帰属することとなります。	現行制度下で対応可能	「私立学校法」第51条、「学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」第一の一(二)	学校法人を運営する中で、教育研究環境の充実・向上のために、資金調達の手段の一つとして、校地・校舎といった学校法人の資産を担保に供することについては、制限されておりません。また、学校法人が解散した場合、所有していた校地校舎等の財産については、清算手続の中で担保権に基づく債権の回収等が行われることとなります。その後、清算行為が完了したのちに残余財産が残余財産であり、この残余財産については、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属します。